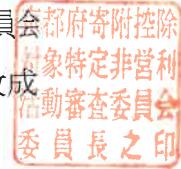


令和3年8月6日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会  
委員長 桜井 政成



答 申 書

令和3年8月2日付け3企参中第242号をもって京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る以下の法人については、京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成24年京都府条例第50号）第7条第1項第1号に規定する継続の基準に適合すると認めるのが相当である。

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年4月30日	特定非営利活動法人 FaSoLabo京都	空閑 浩人	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階